



特許＆技術レポート

河 合同特許法律事務所 / SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

2025-12

ハイライト：

故意の特許権侵害(食器棚)事件(特許法院 2022NA2183) 1

アイリーアのバイオシミラー、米国に続き欧州でも特許の壁...韓国企業が苦戦 2

「フィルム状電解質を引っ張るだけ」で爆発しない全固体電池に！寿命も向上、商用化に前進 3

「商標盗用ではない」...グミ商標問題、裁判所が無罪判決 4

知識財産処、部分デザインの名称記載要件を緩和...制度を簡素化 5



特許判例

故意の特許権侵害(食器棚)事件

(特許法院 2022NA2183)

[判示事項]

増額賠償規定が新設された旧特許法の施行日(2019年7月9日)より前から、各特許請求項の構成要素をすべて含む侵害製品の生産・販売行為があった場合、施行日以降に行われた侵害製品の生産・販売行

為について旧特許法付則第3条により故意の侵害を認定し、増額賠償を適用した事例。

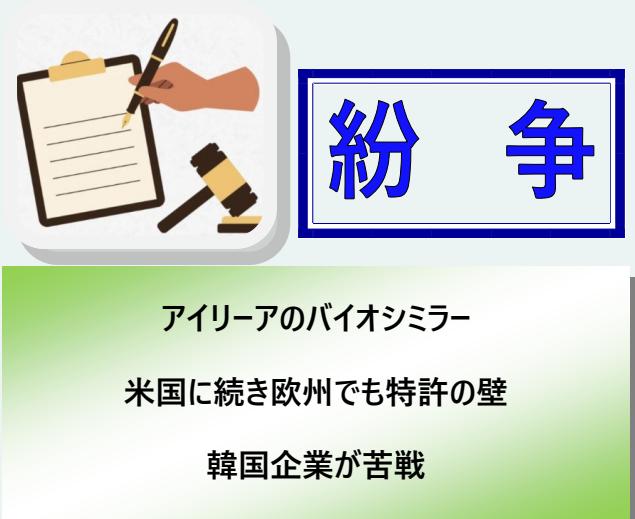
原告が増額賠償を求めていた旧特許法施行日以降の各侵害製品の生産・販売行為は、被告が主張する施行日前の侵害行為とは一定の時間的間隔をおいて行われ、具体的な品目が同一ではなく、取引相手も異なる場合、各侵害製品の生産・販売行為はそれぞれ別個の特許権侵害行為に該当し、その侵害行為の態様や頻度、訴訟提起までの関連事件の経過(刑事案件、権利範囲確認審判、登録無効審判)を通じて確認される事実および事情から被告の各侵害行為が故意の侵害に該当すると認定した後、記録に示された諸般の事情、すなわち、故意性または損害発生の可能性の認識程度、侵害行為によって商標権者や専用使用権者が被った被害規模、侵害行為によって侵害した者が得た経済的利益、侵害行為の期間・回数や、侵害行為によ

る罰金、侵害救済努力の程度などを考慮し、当該侵害期間中における認定損害額の3倍を増額賠償した事例。

[判決要旨]

故意の侵害行為を認め、増額賠償責任による損害賠償額を認定(控訴審において変更・拡張された請求を含め、原告の請求の一部を認容)。

旧特許法付則第3条の意味について、増額賠償規定の施行前後にわたり侵害行為があった場合、施行前の侵害行為に対しては増額賠償規定が適用されず、施行後の最初に発生した侵害行為から増額賠償規定が適用されると解釈するのが妥当である。施行前後にわたる継続的な侵害行為のうち、最初の違反行為が施行日前であれば、施行日後の侵害行為に対しても増額賠償責任を問われず免除されるとするのは難しい。



米国を中心進められてきた「アイリーア(Eylea)」のバイオシミラー発売差止訴訟が、欧洲にも拡大している。米国の訴訟では、バイオシミラー企業の大半がオリジナル開発企業

に敗訴している状況のなか、欧洲でも同様の訴訟が展開されている。このため、韓国でアイリーアのバイオシミラーを開発している企業の欧洲市場進出に向けた戦略にも変化が生じると見られている。

製薬・バイオ業界によると、オランダのハーグ地方裁判所は、サムスンバイオエピス社とリジェネロン社とで争われたアイリーア剤形特許(EP2364691、EP691)の無効訴訟で、リジェネロンの勝訴を認めた。裁判所はサムスンバイオエピスに対し、「オランダにおいてオピュビズ(Opuviz、アイリーアのバイオシミラー)を製造・提供・流通・使用すること、またその目的での輸入と在庫の保有を禁止する」との判決を下した。この剤形特許は2027年まで有効であり、バイアル(薬瓶)とプレフィルドシリンジ(PFS、事前充填注射器)の両方に適用される。

アイリーアは、世界的な製薬企業であるリジェネロン社とバイエル社が共同開発した黄斑変性治療薬で、2012年に米国食品医薬品局(FDA)の承認を受け、昨年は全世界で約95億2,300万ドル(約1兆4,800億円)の売上を記録したブロックバスターである。このうち米国での売上は59億6,800万ドル(約9,300億円)に達するほど比重が高いため、オリジナル開発企業は米国市場でのバイオシミラー発売阻止に注力してきた。2022年以降、マイラン社をはじめ、サムスンバイオエピス社、セルトリオン社、サンドス社、フォミコン社、アムジエン社などが次々と訴訟を起こしたが、ほとんどの訴訟はオリジナル企業の勝訴で終わり、米国内でのアイリーアのバイオシミラー発売は少なくとも2027年まで制限されることになった。





最新技術

「フィルム状電解質を引っ張るだけ」で
爆発しない全固体電池に！
寿命も向上、商用化に前進

UNIST(蔚山科学技術院)・淑明女子大学の研究チーム、
高性能フィルム状高分子電解質を開発

韓国的研究チームが、フィルム状電解質を「引っ張る」という簡単な工程だけで爆発しない電池である「全固体」電池の寿命を延ばすことに成功した。

UNISTエネルギー化学工学科のカン・ソクジュ教授と、淑明女子大学のジュ・セフン教授の共同研究チームは、長寿命の全固体電池を実現するフィルム状電解質を新たに開発したと発表した。

電解質は、電池の負極と正極の間でリチウムイオンが移動する通路の役割を持つ素材である。現在、商用の電気自動車や大容量エネルギー貯蔵装置用の電池では、電解質として可燃性の液体が使われている。これを固体に置き換えた高分子全固体電池は、爆発や火災のリスクは低いものの、リチウムイオンの移動性に劣るため、充電と放電を繰り返すほど容量が減少するという問題があった。

研究チームは、リチウムイオンの移動性を大幅に改善したフッ素系高分子(PVDF-TrFE-CFE)基盤のフィルム状電解質を開発した。これは、フィルム状電解質を一方向に引っ張る「一軸延伸」工程によるものである。延伸工程により、内部の曲がりくねった高分子鎖がまっすぐになり、リチウムイオンが移動する通路が開かれるという原理である。また、高分子に配合されたセラミック粉末(LLZTO)が、機械的柔軟性や難燃性を補完し、イオン伝導率を向上させる。

実験の結果、延伸工程を経た純粋高分子電解質のリチウムイオン拡散速度は、延伸工程を経ていない純粋高分子電解質の約4.8倍となり、イオン伝導率も72%向上した。

この複合電解質をリチウム金属-リチウムリン酸鉄(LFP)電池に適用したところ、寿命が伸びた。複合電解質を用いた電池は200回の充電・放電後でも初期容量の約78%を維持したのに対し、延伸工程を経ていない純粋高分子電解質では200回の充電・放電を繰り返すと容量が初期の55%の水準まで減少した。

難燃性の検証実験でも、複合電解質は火が付いてからわずか4秒で鎮火した。

カン教授は「高分子系電解質は無機系固体電解質よりも柔軟で、大量生産が容易な素材である」とし、「今回開発した方法は、実験で用いたフッ素系高分子だけでなく、多様な高分子電解質に適用され、より安全で寿命の長い全固体電池の商用化を早めるのに役立つだろう」と述べた。

今回の研究は、韓国研究財団(NRF)、蔚山科学技術院(UNIST)、科学技術情報通信部(InnoCORE)の支援を受けて行われ、エネルギー素材分野の国際学術誌「Energy Storage Materials」に掲載された。





商標

「商標盗用ではない」

グミ商標問題、裁判所が無罪判決

被告人Aは、ソウル所在の菓子類製造業者であるB株式会社(以下、B社)のマーケティング部部長であり、B社は菓子類の製造などを目的とする法人である。

事件の発端は2022年3月末にさかのぼる。B社は「G」グミ菓子商品を製造し、販売した。

この商品に使用された標章が、被害者Dolが韓国特許庁に登録した商標(以下「本件の各登録商標」と同一・類似であると検察側は主張した。

被害者は2022年6月ごろ、B社に対して標章「G」の使用中止を求める内容証明を送付し、商標権侵害の中止を求めた。

被告人Aはこの事実に関して報告を受け、認識していたにもかかわらず、2022年9月ごろまで「G」グミ菓子製品の販売を継続し、商標権を侵害した疑い(商標法違反)で起訴された。

B社も、社員であるA氏の業務上の違反行為により、併せて起訴された。

法院の判断：商標の類似性を判断する「総合的観察」の原則

ソウル西部地方法院は2024年11月に被告人AとB社にいずれも無罪を言い渡した。

法院は、商標の類似性の判断において、外観・呼称・觀念を一般需要者や取引者の立場から全体的、客観的、隔

離的に観察し、商品の出処について誤認・混同を生じるおそれがあるかどうかで判断すべきであるという大法院の判例を改めて強調した。

法院は、本件の各登録商標とB社製品の標章が同一または類似であるとは断定できないと判断した。

中核となった判断根拠は以下のとおりである。

1.高い識別力を持つ図形

本件の各登録商標の指定商品(マカロン、パン、コーヒーなど)とB社製品(グミ)は、いずれも文字 자체よりも特定の動物「T」を図案化した図形が表現されており、高い識別力を持つ。

2.明確な外観上の相違

両標章は、文字部分と図形部分を組み合わせた全体的な外観が互いに異なる。特に図形部分は、その形状や模様、色などにおいて大きく異なる。本件の登録商標の図形は、Tという動物が両手にケーキやマカロンを持つ白黒の形状であるのに対し、B社製品の標章は、濃い茶色のTという動物が両手を広げて笑っている形状であって、外観上大きな相違が認められた。

3.業種および顧客層の区分

本件の各登録商標は、コーヒー専門店や製菓専門カフェの運営に用いられ、光州広域市を主要なマーケットとし、成人を主な顧客層とする。一方、B社製品はグミであって、韓国全土をマーケットとし、主に未成年者を対象としている。業種と顧客層の区分が明確であり、誤認・混同の可能性は低いと判断された。

4.周知性のある商号の使用

B社製品の標章には、韓国で一般需要者に広く知られているB社の商号である「J」が併記されており、商品の出処について誤認・混同の可能性を減らす要因となっている。

誤認・混同がなければ商標権侵害は成立しない。

法院は、検察が提出した証拠だけでは、両商標が同一・類似であるという事実が合理的な疑いの余地なく証明されたとはいえないと結論づけた。

つまり、商品の出処について一般需要者が誤認または混同する可能性は極めて低く、被告人らに対する商標法違反の公訴事実は犯罪の証明がない場合に当たる。

よって、ソウル西部地方法院は刑事訴訟法第325条後段に基づき、被告人AとB社にそれぞれ無罪を言い渡した。

知識財産処、 部分デザインの名称記載要件を緩和 制度を簡素化

知識財産処は、部分デザインの名称記載要件を緩和するなど、デザイン登録の利便性向上を目的として、「デザイン保護法施行令・施行規則」および「審査基準」を改正した。この改正は11月28日から施行された。

今回の改正では、保護対象となるデザインが製品全体ではなく一部である場合、その部分の名称を自由に記載できるよう部分デザインの名称記載要件を緩和した。部分デザインは、製品全体ではなく一部の形状や模様を保護できる制度である。

従来は、例えばコップの取っ手だけを保護したい場合でも、物品名称は全体を表す「コップ」としか記載できなかったが、今後は、「コップ」または「コップの取っ手」から名称を選択して記載できるようになる。

知識財産処は、米国特許商標庁(USPTO)や欧州連合知的財産庁(EUIPO)など主要機関が採択している制度に合わせ、国際基準に整合するよう制度を整えたと説明している。

また、出願書の記載項目を簡素化し、別途記載していた部分デザインの項目を削除した。これまでのデザイン登録出願書には、図面と説明で十分確認できる内容であっても、部分デザインかどうかを別途記載する必要があり、出願人が誤記した場合には補正手続きが発生するなどの不便があった。

改正後は出願書からこの項目が削除されたため、出願人の負担が減り、審査官は図面と説明を中心に迅速に判断できるようになった。

知識財産処の商標デザイン審査局長は、「今回の改正は、韓国国民がより簡単かつ速やかにデザイン権を確保するための措置である」と述べ、「主要国の法制度との調和を図り、出願人の不便解消に向けて継続して取り組んでいく」と明かした。



韓国における知的財産問題でお悩みですか 新しい選択、HA & HAにお任せ下さい

(調査、特許・実用新案・デザイン・商標の出願及び登録、著作権、電子商取引、インターネット上の権利、コンピュータープログラム、侵害訴訟及び各種紛争)

河 合同特許法律事務所

ソウル市瑞草区Juheung 3-Gil 1 栄和B/D(盤浦洞)
Tel : +82-2-548-1609
Fax : +82-2-548-9555, 511-3405
E-mail : haandha@haandha.com
Website : <http://haandha.com>

SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

ソウル市瑞草区Juheung 3-Gil 1 栄和B/D(盤浦洞)
Tel : +82-2-3443-8434
Fax : +82-2-3443-8436
E-mail: st@stpat.co.kr